

第25回鳥取地方労働審議会議事録

1 日 時 平成25年11月18日(月) 13時30分～15時20分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

鳥取市富安2丁目89-9

3 出席者

【委員】

公益代表 相澤直子 荒田鉄二 小林 一 白石由美子 村上俊夫 安酸早苗

労働者代表 五十嵐美知義 田中穂 浜上沙織 弘中光典 吉田孝博 吉田晴美

使用者代表 奥谷誠悟 宮城定幸 森 敏昭 山本敏憲 吉岡きよ乃

【事務局】

矢澤労働局長 佐々木総務部長 北代労働基準部長 森本職業安定部長 室谷

雇用均等室長 酒井総務課長 小谷企画室長 森下労働保険徴収室長 直野監督

課長 西尾健康安全課長 西山賃金室長 藤原労災補償課長 西山職業安定課長

福田職業対策課長 岡本求職者支援室長 仲濱監察監督官 前田職業安定監察官

周藤雇用均等室長補佐 山田企画室長補佐

4 議 題

- (1) 鳥取地方労働審議会会長選挙及び会長代理指名について
- (2) 労働災害防止部会及び家内労働部会の所属委員の指名について
- (3) 最低工賃の改正について(諮問)
- (4) 最低工賃専門部会の設置について
- (5) 平成25年度鳥取労働局行政運営状況について(上半期)
- (6) その他

5 配布資料

- (1) 鳥取地方労働審議会委員名簿
- (2) 鳥取地方労働審議会臨時委員名簿
- (3) 鳥取県和服裁縫業最低工賃の改正決定について(諮問)
- (4) 最低工賃の決定、改正、廃止の手続きについて

- (5) 鳥取県の最低工賃
- (6) 鳥取県最低工賃適用委託者数、家内労働者数の推移
- (7) 第11次最低工賃新設・改正計画方針
- (8) 家内労働法、家内労働法施行規則（抄）
- (9) 平成25年度行政運営方針「最重点施策に係る数値目標」達成状況（上半期）
- (10) 最近の雇用失業情勢（平成25年9月）
- (11) 平成26年3月新規高等学校卒業者の求人・求職・就職内定状況（平成25年10月末現在）
- (12) 鳥取県と鳥取労働局による求人開拓強化月間の実施状況
- (13) 若者ステップアッププログラム
- (14) 「若年者・非正規雇用労働者」の採用や人事育成および企業内のキャリアアップ（リーフレット）
- (15) 「若者応援企業宣言」をしませんか？（リーフレット）
- (16) 若者チャレンジ奨励金（若年者人材育成・定着支援奨励金）（リーフレット）
- (17) キャリアアップ助成金（リーフレット）
- (18) 平成25年労働災害発生状況（速報）（平成25年10月末現在）
- (19) 第12次労働災害防止推進計画
- (20) 第25回「ゼロ災55」無災害運動（リーフレット）
- (21) 助成金制度等の説明会（リーフレット）
- (22) 厚生労働省組織令（抄）、地方労働審議会令、鳥取地方労働審議会運営規程

6 議 事

○**小谷企画室長** 時間となりました。委員の皆様、本日はお疲れさまです。企画室長の小谷です。

本日はお忙しいところ、当会議に御出席いただきましてありがとうございます。

審議会の開催前に、本議会の成立並びに公開取り扱い等につきまして、事務局から報告いたします。

○**酒井総務課長** 失礼します。総務課長の酒井でございます。私のほうから御報告させていただきます。

まず、当審議会の成立の件ですが、本日御欠席の委員は、使用者側代表委員の川口委員

1名となっております。委員18名のうち17名御出席いただいておりますので、3分の2以上の出席となります。本日の会議は有効に成立しているということを御報告いたします。

次に、会議の公開の取り扱いについてですが、審議会を公開といたしまして11月8日から11月13日までの間、傍聴の募集を行いました。希望者はございませんでした。また、マスコミ各社にも取材の依頼を行いました。現在まで取材にはおいでになっておりません。なお、途中で取材に入られる可能性があることを御報告いたします。

続きまして、本日の会議資料でございます。皆様に、事前に送付いたしました資料のほかに、本日は審議会の会議次第と、それから当日配付資料として、資料ナンバー1の鳥取地方労働審議会委員名簿から、資料ナンバー7の平成25年労働災害発生状況（速報）（平成25年10月末現在）までを準備しております。また、平成25年度労働行政のあらましと第12次労働災害防止計画の小冊子、それから第25回「ゼロ災55」無災害運動のリーフレットも用意しておりますので、御確認のほうをお願いいたします。資料等、漏れ等はありませんでしょうか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

では、私のほうからの報告、以上とさせていただきます。

○小谷企画室長 続きまして、このたび新しく審議会委員をお願いいたしました方々を御紹介させていただきます。

まず、本日配付資料のナンバー1の名簿をご覧くださいませでしょうか。また、紹介の際には、御起立くださいますようお願いいたします。

最初に、公益を代表する委員の荒田委員です。

○荒田委員 鳥取環境大学の荒田です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○小谷企画室長 同じく、公益を代表する委員の安酸委員です。

○安酸委員 安酸と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○小谷企画室長 次に、労働者を代表する委員の浜上委員です。

○浜上委員 よろしくをお願いいたします。

○小谷企画室長 同じく、労働者を代表する委員の吉田晴美委員です。

○吉田（晴）委員 吉田と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○小谷企画室長 続きまして、使用者を代表する委員の川口委員ですが、本日は御欠席です。

どうもありがとうございました。

続きまして、労働局長の矢澤が挨拶を申し上げます。

○**矢澤局長** 皆さん、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました鳥取労働局長の矢澤でございます。地方労働審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、鳥取地方労働審議会委員に再度、または新たに御就任くださいましたことを、心から御礼申し上げます。また、本日は御多忙の中、御参集を賜りまして、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

鳥取県内の経済情勢でございますけれども、10月30日に財務省の鳥取財務事務所が発表いたしました県内の経済情勢によりますと、県内経済は個人消費は弱含んでいるものの、生産活動は下げ止まりつつあり、雇用情勢は厳しい状況にある中で、緩やかに持ち直しているほか、企業収益は増益見通しとなっているなど、持ち直しに向けた動きが見られると、このように公表されたところでございます。

これを裏づけますように、県内の9月の有効求人倍率は0.89倍で、1月が0.70倍だったことを考えますと緩やかな改善傾向が続いているところでございます。しかしながら、求職者の方々のニーズが高い正社員の有効求人倍率は0.47倍と、依然として厳しい状況が続いております。これまで以上に正社員求人の開拓と求職者の方々に対しますきめ細かい就職支援など、全力を尽くすこととしているところでございます。

また、今年の鳥取県内の最低賃金の改定につきましては、1時間653円から664円に11円の引き上げで、10月25日から発効されたところでございます。この11円の引き上げ額は、平成22年の12円に次ぐ史上2番目に高い引き上げ額でありまして、改定されました最低賃金の周知・広報に労働局一体となって取り組んでいるほか、中小企業への支援策として実施しております業務改善助成金や最低賃金相談支援センターの利用勧奨も行っているところでございます。

最近、若者の使い捨てやサービス残業、職場のパワーハラスメント等が大きな社会問題となっていることを受けまして、9月を過重労働重点監督月間として、労働条件等に問題があると思われる企業などに対しまして、集中的な監督指導を実施したところでございますし、メンタルヘルス対策として、当局として初めてのメンタルヘルス推進担当者研修会を県下3カ所で開催するほか、リスクアセスメントへの普及徹底と労働災害の減少に向けた取組なども強化しているところでございます。

また、適正な労働時間管理や過重労働による健康障害防止、ワーク・ライフ・バランスの取組の要請を経済団体や労働団体に対して行っているほか、育児・介護休業法の履行確

保の徹底を図り、ポジティブ・アクションの取組指導の強化などにも取り組んでいるところでございます。

本日は、労働局のこのような重点的な取組を中心に、今年度上半期の労働局の行政運営状況を中心に御説明申し上げ、委員の皆様から御意見、御要望をいただき、今後の業務運営に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞ忌憚のない御発言をいただきますようお願いを申し上げ、私からの挨拶にかえさせていただきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○小谷企画室長 ただいまから、第25回鳥取地方労働審議会を開催いたします。

なお、会長選出までの間、事務局のほうで進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、議事1の鳥取地方労働委員会会長選挙と会長代理指名の手続につきまして御説明いたします。

事前に送付しております資料でございます地方労働審議会令には、当審議会に会長を置き、その会長は公益委員の中から委員が選挙するとございますが、従前より委員の皆様の中から推薦の御発言をいただき、御異議がなければその被推薦者を会長とするという慣例がございます。このたびもこのようにさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷企画室長 ありがとうございます。

それでは、皆様に御了承をいただきましたので、どなたか会長推薦の御発言をいただければと思います。

お願いします。

○白石委員 小林委員にお願いしたいと思っております。

○小谷企画室長 ただいま、小林委員を会長にとの御推薦がございましたが、御推薦のとおり小林委員の会長に御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷企画室長 ありがとうございます。

小林委員が会長に選任されました。

それでは、小林会長から御挨拶をいただきますとともに、審議会の運営をお願いいたしますのでよろしくお願いいたします。

○**小林会長** ただいま、会長に御推薦いただきました小林と申します。所属は鳥取大学の農学部になります。私の専門は農業経済学でして、労働や雇用問題の専門家というわけにはまいりません。いささか力量不足かも知れませんが、皆様の御支援をいただきながら、精いっぱい務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく御支援を賜りますようお願いいたします。

冒頭、矢澤局長からお話がありましたけれども、日本の経済情勢につきましては、皆さん御承知のとおり、円安シフトに推移して一部の産業、あるいは業種においては、貿易拡大によって景気回復の動きを如実に示しているところでもありますけれども、しかし、日本経済全般にとって見てみますと、まだデフレスパイラルから完全に脱却したという状況にはとてもないようであります。とりわけ地方経済におきまして、山陰の経済情勢などを見ますと、今、情勢報告を御紹介いただきましたように、それぞれの指標についてまだまだ厳しい状況が出てきております。非正規雇用の問題、あるいは相対的な低賃金の問題、有効求人倍率等がなかなか以前の状況に回復しない等々ありますけれども、この鳥取県あるいは山陰において、労働、雇用環境の安定が引き続き重要な課題になっております。そういったことから、この審議会の役割も大変重要であると思われまますので、できるだけ各界の皆さんの意見を幅広く収集し、それを労働、雇用行政の場に反映させていただきたいと思っております。私たち、個々の委員、メンバーはその重要な役割を担っておりますので、皆様の御協力を賜りますように、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではありますが、会長の冒頭の挨拶をこれで締めさせていただきまして、早速用意していただいております本日の議題に入ってまいりたいと思っております。

では、最初に、会長代理の指名につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○**小谷企画室長** 御説明いたします。地方労働審議会令に、会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するとございます。したがって、会長から代理をしていただく委員を御指名させていただきたいと思っております。

○**小林会長** その会長からの代理委員指名ということですが、今まではどのようにして選出をしてこられましたでしょうか。

○**小谷企画室長** 公益委員の中からの選出になりますが、再任、または委員歴が比較的長い方を指名しておられました。

○**小林会長** ありがとうございます。このような方法でこれまで委員の選出を行ってき

ておりますので、その慣例に倣い、私のほうから御指名をさせていただきたいと思ひます。

会長代理といたしましては、私の隣にいらっしゃいます白石委員に引き続きお願いしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

続きまして、本日の議事録の署名につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○小谷企画室長 御説明いたします。鳥取地方労働審議会運営規程によりまして、審議会は議事録を作成することになっております。その議事録には会長と会長が指名する委員2名の合計3名が署名することとなっております。また、議事録は公開することとなっております。したがって、会長から署名いただくお二人の委員を御指名いただきますようお願いいたします。

○小林会長 事務局からの説明のとおりでございますので、私のほか、2名の委員といたしまして、田中委員、そして宮城委員にお願いしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○宮城委員 承知しました。

○田中委員 承知しました。

○小林会長 では、続きまして、議事の2つ目、労働災害防止部会及び家内労働部会の委員の指名に進ませていただきます。

事務局から御説明をお願いいたします。

○小谷企画室長 御説明いたします。鳥取地方労働審議会には、労働災害防止部会と家内労働部会を置くことが決められております。この部会の構成委員は、労働災害防止部会は本審議会委員から公労使各3名の合計9名、家内労働部会につきましては本審議会委員と臨時委員から公益、家内労働者、委託者、各3名の9名とされております。本審議会委員名簿は、本日配付資料のナンバー1にございます。また、現在、労働局長が発令してあります臨時委員は、同じく資料ナンバー2にございます、この名簿の中から、部会に所属していただく委員を会長に御指名していただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小林会長 以上説明のとおりですので、各界の代表の方に御協力をいただくことといたしまして、労働災害防止部会につきましては、公益を代表する委員といたしまして相澤委員、荒田委員、村上委員、この3名にお願いしたいと思ひます。そして、労働者を代表する委員といたしまして五十嵐委員、吉田孝博委員、吉田晴美委員、この3名にお願いしたいと存じます。そして、使用者を代表する委員といたしまして、川口委員、宮城委員、

山本委員の3名にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

家内労働部会につきましては、公益を代表する委員といたしまして村上委員と、本日配付資料の資料ナンバー2にあります臨時委員の西村委員、野津委員にお願いしたいと思います。次に、家内労働者を代表する委員といたしまして田中委員と臨時委員の石脇委員、西川委員、この3名の方にお願いしたいと思います。次に、委託者を代表する委員といたしまして宮城委員と臨時委員の川居委員、そして河毛委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、議事3に進ませていただきます。最低工賃の改正決定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○**西山賃金室長** 賃金室長の西山です。よろしく願いいたします。

それでは、鳥取県和服裁縫業最低工賃の改正決定について御説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

事前送付資料の資料番号11をご覧くださいませでしょうか。赤いインデックスが付いているものでございます。現在、鳥取労働局では2つの最低工賃を決定しております。一つは鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃、もう一つは鳥取県和服裁縫業の最低工賃でございます。

次の資料番号12を見ていただけますでしょうか。ここでは、各業種の委託者数と家内労働者数の推移を表したものを表にしたものです。

その次の、資料番号の13をご覧くださいませでしょうか。鳥取労働局では、平成24年10月に本省から示された第11次最低工賃新設・改正計画方針に基づきまして、次のページの第11次最低工賃改正計画を策定いたしました。この計画につきましては、平成24年10月31日に開催された鳥取地方労働審議会第9回家内労働部会、並びに平成25年3月14日に開催された第24回鳥取地方労働審議会におきまして了承をいただいております。

平成25年度は、鳥取県和服裁縫業最低工賃につきまして改正審議を行うこととなっておりますことから、本日この場をお借りいたしまして、鳥取労働局長から鳥取地方労働審議会会長に改正決定の諮問をさせていただきます。諮問文につきましては、当日配付資料の資料番号3にその写しを載せておりますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます。

○**矢澤局長** それでは、諮問文を読み上げたいと存じます。

鳥労発基1118第1号。平成25年11月18日。鳥取地方労働審議会会長、小林一殿。鳥取労働局長、矢澤由宗。鳥取県和服裁縫業最低工賃の改正決定について（諮問）。標記について、家内労働法第10条の規定に基づき、鳥取県和服裁縫業最低工賃（平成24年鳥取労働局最低工賃公示第1号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。よろしく願い申し上げます。

〔局長から会長へ諮問文の手交〕

○**小林会長** それでは、このような形で私どもに対して諮問をされましたので、これを受けまして動きをつくってまいりたいと思います。

諮問に基づきまして、議事4にあります鳥取県和服裁縫業専門部会の設置について、事務局から御説明をお願いいたします。

○**西山賃金室長** それでは、鳥取県和服裁縫業最低工賃専門部会の設置につきまして、御説明させていただきます。座って説明をさせていただきます。

本日お配りした、当日配付資料の資料番号5の4ページをご覧くださいませでしょうか。先ほど鳥取県和服裁縫業最低工賃の改正決定の諮問がありましたので、家内労働法第21条に基づきまして専門部会を設置することとなります。構成委員は、第2項にありますように関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員、公益を代表する委員が同数で構成するように定められております。

次に、事前送付資料の資料番号15をご覧くださいませでしょうか。赤いインデックスのほうです。地方審議会令第2条の第2項に、審議会の特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員を置くことができるとされております。

次のページの第7条の最低工賃専門部会の規定によりまして、最低工賃専門部会の委員及び臨時委員は審議会会長が指名を行うこととなっております。

会長には、当日配付資料1の青いインデックスですけれども、鳥取地方最低賃金審議会委員名簿及び資料2の鳥取地方労働審議会臨時委員名簿の中から委員の指名をお願いしたいと存じます。

○**小林会長** 本日配付されておりますお手元の資料ナンバー1、そしてナンバー2をご覧くださいませでしょうか。そこに名簿が載せてあります。鳥取県和服裁縫業最低工賃専門部会のメンバーですが、公益を代表する委員として、村上委員、臨時委員の田中委員、野津委員、この3名の方、そして、家内労働者を代表する委員といたしまして、田中委員、臨時委員の山根委員、吉岡委員、この3名の方、そして、委託者を代表する委員といたし

まして、宮城委員、臨時委員の角尾委員、川居委員、この3名にお願いいたしたいと思っております。なお、これらの委員につきましては、後ほど事務局から名簿が配付される予定になっておりますので、申し添えさせていただきます。よろしいでしょうか。

続きまして、専門部会の議決と答申の取り扱いにつきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○**西山賃金室長** それでは、座って説明をさせていただきます。事前送付資料の資料番号15をご覧くださいませでしょうか。よろしいでしょうか。赤いインデックスのものでございます。地方労働審議会令第7条第4項では、第6条第8項を準用いたしまして、審議会は部会長が本審の委員であれば、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができるかとされています。鳥取県和服裁縫業最低工賃の改正について、鳥取県和服裁縫業最低工賃専門部会の議決をもって本審議会の議決とするということを確認いただきたいと思います。

○**小林会長** 専門部会の決議取り扱いにかかわる事柄です。これまでと同様に、専門部会の部会長が本審議会の委員であった場合には、専門部会の決議をもって、本審議会の決議としてまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小林会長** ありがとうございます。

では、事務局の提案どおりといたします。

続きまして、議事の5番目に進ませさせていただきます。平成25年度鳥取労働局行政運営状況に進んでまいります。

平成25年度も既に上半期が経過しております。平成25年度上半期の鳥取労働局の行政運営の状況や今後の取組につきまして、事務局から御説明をいただきます。なお、各委員からの御質問、御意見等につきましては、事務局からの説明が終わった後に、一括してお受けいたしたいと思っておりますので、御協力を賜りますようお願いいたします。

では、事務局から一括して説明をお願いいたします。

○**森本職業安定部長** 鳥取労働局職業安定部長の森本でございます。どうぞよろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

まず、机上配付資料の平成25年度労働行政のあらましの1ページをご覧ください。こちらの1ページの上段の青い表ですけれども、平成25年度行政運営方針の最重点施策と、各施策の数値目標をまとめたものでございます。本日は限られた時間の関係上、最重点施

策について、この順番に沿って各担当部長から達成状況を説明いたします。

この行政運営方針に掲げています最重点施策について、事前にお配りしております資料ナンバー1、赤いインデックスのほうをご覧ください。こちらに、平成25年度行政運営方針最重点施策に係る目標数値の達成状況についてまとめております。

私のほうからは、当資料の1ページの左側に最重点施策として記載しております雇用機会の確保と就職支援、次に、3ページの若者の安定雇用の確保、この2項目を安定行政の最重点施策と定めておりますので、こちらについて説明させていただきます。また、資料ナンバー2から9としまして、資料ナンバー1の参考として最新の雇用資料とリーフレット等を添付しております。こちらにつきましては、簡潔に触れる程度にとどめさせていただきますと思います。

それでは、資料ナンバー1の1ページの1項目めの求人確保について説明いたします。こちらにつきましては、あわせて資料ナンバー2の最近の雇用失業情勢をご覧ください。先ほど局長のほうからも説明がありましたけれども、本年9月の県内の有効求人倍率は前月を0.01ポイント上回る0.89倍と、特に製造業では持ち直しの動きは見られるものの、正社員求人につきましては依然として厳しい状況が続いております。正社員の有効求人倍率が0.47倍と、全国の0.59倍よりも下回っているといった状況でございます。このような中、労働局・安定所幹部を初めとしまして、求人開拓推進員等の安定所職員を中心に、総力を挙げた事業所訪問による求人開拓を実施しているところではございますけれども、特に4月を県と労働局による求人開拓強化月間として取組を強化し、資料ナンバー3、赤のインデックスのほうをご覧ください。こちらは、県知事と教育長及び労働局長初め、局幹部が県下の企業を訪問して求人要請を行った結果等を公表したものでございます。求人開拓、訪問実績ということで、中段の2の、目標数1,600社に対しまして2,470社。それから、求人確保数としまして、目標1,000人に対しまして2,322人、これが新規学卒求人を含む数字となっており、取組目標を大きく上回る成果を上げているところでございます。

資料を戻っていただきまして、1ページですけれども、県・市町村産業振興施策との緊密な連携によりまして、企業誘致ですとか事業拡大の情報を受けまして求人開拓に取り組むとともに、求職者ニーズが高く、充足の可能性が高い正社員求人のメリットと正社員求人が条件となるトライアル雇用奨励金等を説明しまして、正社員求人の確保に取り組んでいるところです。求人確保におきましては、雇用形態が正社員である求人数を対前年度比

8%以上増加するという数値目標を設定しております。9月までの正社員求人確保数は9,243人と、前年同期より11.3%増加しているという状況でございます。

今後におきましては、県、関係機関と緊密な連携をとりながら、求人の総量を確保しつつ、良質の求人に重点を置きまして、求人充足対策を最大限に実施するとともに、正社員求人を初めとする求職者ニーズに適合した求人開拓に取り組むことによって目標は達成するものと考えております。

次に、②番の再就職支援の常用就職の促進ですけれども、先ほど説明しましたとおり、総力を挙げた事業所訪問による求人開拓を行い、又、求職者担当者制による職業相談におきまして、求職者の方のニーズを的確に把握しまして、ニーズに沿った求人の情報提供、就職支援セミナーの充実を図るなど、個別求人開拓を実施しており、9月末までの常用雇用の就職率は38.5%、全国で6位という状況でございます。なお、本年度の就職率の目標は35%以上ということで目標達成しており、今後も引き続き担当者制による求職者サービスの充実、各種就職支援セミナーの受講勧奨等、支援対象者のニーズに適合した個別求人開拓の強化等を行うことにより、就職率の目標は達成していくものと考えております。

次に、2ページになります。③の雇用保険受給者に対する就職支援についてですが、雇用保険受給者に対しても、先ほど説明しました求職者に対する各種支援を実施しており、早期再就職支援コーナーにおきましては、就職支援ナビゲーターが就職支援プログラムを作成し、当該プログラムに沿った支援を行っているところでございます。雇用保険受給者に対する就職支援における数値目標は、所定給付日数を3分の2以上残して再就職した割合が29.3%以上としております。8月末現在では31.4%、全国11位といった実績となっております。今後も、求職者に対する各種支援、積極的に早期再就職支援コーナーの利用勧奨を図るとともに、ナビゲーターの積極的、きめ細やかな支援を行うことで目標は達成するものと考えております。

次に、同じ2ページの④の求人充足の関係ですけれども、大きく項目2つに分けておりまして、まず求人者に対する個別支援ということで、求人受理時、または事業所訪問時に、パンフレット等を利用し求人充足に向けたコンサルティングの実施、求人担当者制によるよりきめ細やかなサービスを提供しております。

2つ目ですけれども、受理求人のフォローアップ等求人充足サービスの充実ということですが、求人受理時に求人内容の確認を徹底し、求職者にわかりやすい内容となる

よう指導し、受理した求人をマッチングして求人状況に沿うと思われる求職者に情報提供しているというものでございます。専門的資格及び経験を求める求人者に対する求職者情報の積極的な提供によるマッチング、企業説明会及びミニ面接会等の開催、求人受理後3週間経過しても充足していない求人に対しては、求人条件の緩和指導等のフォローアップを行っております。9月末までの常用雇用の充足率は31.3%、全国9位という成果になっております。また、若者応援宣言事業ということで、若年者、非正規雇用対策の現政権の目玉の事業となっており、宣言企業のメリット等を説明しまして、PR等を実施し、現在、81社が登録しております。なお、本年度の求人充足率の目標は31.1%以上としていますが、現在は目標を上回っており、今後も求人開拓推進員による担当者制の実施強化、求職者開拓の実施、応募者が集まりやすい求人票の作成支援、事業所画像情報の収集を強化し、応援企業宣言の依頼、宣言企業のPRを継続実施することにより目標は達成していくものと考えております。

続きまして、3ページでございます。若者の安定雇用の確保ということですが、まず新卒求人の確保ということで、9月末までの新規高卒予定者の求人確保の取組としては大きく3点。まず、30人以上規模の企業875社に新卒者就職応援本部長名による採用拡大要請を行っております。それから、労働局長、知事、教育長による経済4団体への訪問による求人要請。それから、労働局長、知事、教育長連名による2,361社への文書による求人要請等を実施しているところでございます。

資料ナンバー3をご覧ください。赤いインデックスのほうですが、こちら先ほど見ていただいたものの3の1と2です。鳥取県との連携により求人開拓強化月間としたところですが、この中で同時に学卒求人においても要請等を行っております。大卒求人、それから高卒求人の早期提出につながり、求人開拓強化月間の成果としましても、6月末現在525人の新規学卒求人が提出されております。

資料にお戻りいただきまして、5月のとっとり就職フェアにおきましては、参加企業数が208社、8月には181社に参加いただいたところです。また、7月から8月に鳥取、米子、倉吉の3地区におきまして、事業所説明会を開催しております。延べ69社、623人の生徒が参加するなど、鳥取県、教育委員会及び各高校との連携による支援を行っているところでございます。

それから、当日配付資料の青のインデックスの6番をご覧くださいませでしょうか。こちらは、新規高等学校卒業者の内定状況ということで速報値、こちらは今週発表しよう

している資料になりますけれども、一番下の欄の26年3月卒の一番左の欄ですけれども、10月末での就職内定率が66.4%と、前年同期を4.3ポイント上回っております。また、更なる個別企業訪問による求人開拓の強化により、特に高卒求人におきましては、前年同期を27.8%増加の1,231人の求人を確保しているという状況でございます。

赤のインデックスの資料にお戻りいただけますでしょうか。就職支援の推進については、新卒者就職応援本部会合を11月20日水曜日に開催予定としておりますけれども、こちらの応援本部の活用によりまして、関係機関の連携、それから新卒応援ハローワーク等による新卒者の就職支援を図りながら、学卒ジョブサポーターによる個別支援の実施、それから大学等、鳥取県教育委員会との連携の強化を図っているところでございます。なお、地元就職を希望する大学生等を対象に、鳥取県経営者協会・県と連携し、インタラクティブ・ミーティングを鳥取、米子で開催したところでございます。また、高校生に対する就職ガイダンスを7月、8月に11回開催し、19校654人が参加したところです。

今後の方針の、求人確保については、まず未内定生徒のニーズを踏まえた個別求人開拓を行っていくこととしておりますけれども、特に12月と来年2月には、未内定生徒の求職者情報を作成し、この求職者情報を活用した個別求人開拓を実施していくこととしております。また、就職面接会については、11月に県下3地区で開催し、とっとり就職フェアについては、2014年2月に開催を予定し、各安定所においてもミニ面接会を積極的に開催予定としております。

それから、就職支援における今後の方針ですけれども、新卒応援ハローワークによる支援の強化を図りながら、学卒ジョブサポーターの学校訪問による取組強化をし、また新卒者就職応援本部会合の開催、それから高校部会等を定期的で開催しまして、関係機関との連携強化を図りながら、新規高校卒業予定者の就職率98.3%以上となるよう各種の支援に取り組んでいくこととしております。

次に、4ページの②でございます。中段になります。新卒応援ハローワークの利用者につきましては、県下の雇用情勢がまだまだ厳しい状況であり、利用者の傾向を見ますと、例年4月と10月に実績があるところでして、9月の末時点では正社員の就職者数は、きめ細やかな職業相談により309人の実績を確保し、進捗率としては目標の約40%となっているところでございます。

今後におきましては、各種会議等のあらゆる機会を利用して、新卒応援ハローワークの周知徹底を図りながら、学卒ジョブサポーターと大学等の連携を強化する中で、学生

に対する積極的な利用勧奨を図りまして、利用者を増やすとともに正社員就職者のさらなる増加を目指してまいります。

次に、(2)のフリーター等の求職者支援についてですが、前年度に引き続き、若者ステップアッププログラムを推進しております。参考としまして、資料ナンバー5に、このプログラムの各メニューをまとめたものを添付しております。ハローワークにおけるフリーター等の正規雇用化に向けた支援として、フリーター等支援事業、若者応援宣言事業。この関連としましては資料ナンバー6、7も参考として添付しています。それから、各種助成金制度の活用、就職定着支援としましてトライアル雇用制度、キャリアアップ助成金、若チャレ奨励金の活用、こちらも資料としては、同じく6番、それから8番、9番を資料として添付しています。それから、3つ目ですが、ジョブカフェ等によるきめ細やかな就職支援として、とっとり・よなご・くらし若者仕事ぷらざにおける支援。それから、地域若者サポートステーションとの連携による就職支援。最後ですけれども、若者への職業能力開発機会の提供としての、公的職業訓練制度、それからジョブ・カード制度の運用というものも活用しているところです。

今後におきましては、引き続き、対象者の的確な選定、就職者支援メニューを活用したナビゲーター等による積極的な個別支援を実施し、フリーター等の正規雇用者数の更なる増加を目指して取り組んでまいります。私からは以上でございます。

○小谷企画室長 続きまして、労働基準部長が説明いたしますが、説明前に追加資料を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

○北代労働基準部長 お世話になっております。労働基準部長の北代でございます。

本日お集まりの皆様方には、日ごろより労働基準行政、とりわけ労働災害の防止につきまして、格別の御理解と御協力を賜っていますことを、まずもって感謝申し上げたいと思います。では、私のほうから御説明いたします。

労働基準部の所管するところは、最重点施策として、3の労働災害防止対策の推進でありまして、その横に、その目標としまして、一つは休業4日以上死傷者数を465件以下とする。2つ目としまして、死亡災害の減少を図るということですが、この項目1の目標値465人というのは、この運営方針を策定しました3月時点の速報値であることから、この時点ではまだ第12次労働災害防止推進計画が策定されていなかった状況ですので、まずそのところを最初に御説明いたします。

今、別途配付しました別紙の1ページでございます。労働災害防止推進計画策定につい

てということでございます。この1ページの左側に、労働安全衛生法の抜粋をつけておりますけれども、ここの第二章に労働災害防止計画が規定されております。労働災害の防止を図るためには、労使など関係者が一体となって、対策を総合的かつ計画的に実施することが必要なため、労働安全衛生法の第6条では、厚生労働大臣は労働政策審議会の意見をきいて、労働災害防止のための主要な対策に関する事項を定めた計画を策定しなければならないとなっております。この計画を労働災害防止計画と申します。この労働災害防止計画につきましては、昭和33年に第1次の5カ年計画が示されて、昨年度までは第11次の計画に基づく対策が展開されたところでございます。

厚生労働省では、本年度を初年度とする第12次労働災害防止計画を平成25年2月25日に策定し、これを受けまして、各都道府県労働局におきましてはそれぞれの管内事情に適した形で計画を策定することとなっております。私ども鳥取労働局におきましても、本年の6月3日に開催しました鳥取地方労働審議会労働災害防止部会、前メンバーでございますけれども、この各委員の御意見を踏まえた上で、本年6月18日に第12次労働災害防止推進計画を策定したところでございます。

この計画そのものは、事前配付資料の資料ナンバー10でございます。その末尾が計画の概要、ダイジェスト版ということでございます。別紙1枚お配りしました裏面でございますけれども、さらに要約したものがこちらのほうでございます。計画が目指す社会というのは、ここに書いていますように、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは本来あってはならないと。全ての関係者、国、労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など、その全てがこの意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動をとることにより、誰もが安心して健康に働くことができる社会を目指すとしております。

そして、資料ナンバー1、6ページに戻っていただきたいのですが、休業4日以上死傷者数が465人以下ということで、先ほどこの数字は速報値と申し上げました。その下の方に矢印で、25年度の目標を452人以下に修正ということでございますけれども、ここの根拠となるところが、一枚物の別紙の裏面、上の2番、計画全体の目標（鳥取労働局）の2つ目の丸でございます。死傷者数について、平成29年と平成24年の比較ということで、アンダーラインを引かせてもらいました。平成29年は平成24年と比して15%以上の減少ということでございます。これを達成するためには、25年は3%、

26年は6%と減少目標が掲げられるところでございます。吹き出しをつけましたけれども、ここの平成24年の死傷者数というのが確定数字で467人でございますので、そのマイナス3%というところは14. 幾つなので切り上げまして、マイナス15人ということで、差分の452人ということを変更して25年の数値目標で修正をさせていただいていることを御報告申し上げます。

赤のインデックスの資料1の数値目標の②番がそのところございまして、①番のところもかいつまんで説明しますと、別紙2ページの左下に、少し小さくて恐縮ですが、折れ線グラフと棒グラフがございます。この棒グラフのほうが死亡者数でございます、右が24年で過去5年間、要するに、前回の第11次計画期間でございますけれども、この5年間の死亡者数を足し上げますと34となると。2番の1つ目の丸に、死亡者数については暦年5年間の比較ということで、12次防の期間中の数値は11次防の期間中と比較して15%の減少ということなので、この34のマイナス15%、5. 幾つになりますので、切り上げまして6人ということで、その差分の28人ということで、こちらの赤いインデックス1の6ページの真ん中に書いている数字になります。

最近の労働災害の発生状況につきましては、昨年の24年度は、資料にもありますように、23年と比べましたら14. 6%の大幅な減少となって、その減少率というのは全国1番となったところでありますけれども、本年は現在、転じて増加しているという現状でございます。これまで、減少傾向に推移していた労働災害発生件数ですが、本年度は6月末日時点で初めて5. 5%の増加に転じたことから、去る8月8日に監督署の安全衛生主務担当課長も招集しまして、臨時の労働基準監督署長会議を開催し、各監督署の課題に対する効果的な労働災害防止対策を指示したところであり、その後、7月末日時点では7. 7%の増加ということでピークに達しました。その後、8月末では5. 3%とやや減少し、9月末では3. 3%、最新の資料は、本日の配付資料の7ページの方でございますけれども、10月末現在ということで、対前年に比べましたらプラス0. 6%となって、休業4日以上死傷者数は350件と着実に減少へ向かっており、これからはさらなる各種対策の成果を見ながら、減少傾向になることを願うところでございます。

御案内のとおり、本年度は第12次労働災害防止計画の初年度であります。本計画中の5年間で15%の減少を達成するためには、まず本年、3%の実施ということは先ほど申し上げました。現時点で、対前年比から見ると増加していることを考えますと、これから展開する「ゼロ災55」の無災害運動では、特に気を締めて取り組むことが必要かと思わ

れます。これからの取組については、どうぞ御協力方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そのほか、この上半期の新たな取組としましては、7ページにありますけれども、真ん中あたりに実施事項全般として、先ほど申し上げました臨時労働基準監督署長会議のほか、9ページの下段の方に記載しました協会けんぽ・鳥取県との共催による健康づくりセミナーの開催、同じくページの右側、これは今後の方針の2つ目なのですが、介護福祉施設経営トップセミナーの開催、その次のリスクアセスメント担当者養成研修の開催、その次のメンタルヘルス推進担当者研修の開催等がございます。

以上、簡単でございますけれども、私の方からの説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○室谷雇用均等室長 雇用均等室長の室谷と申します。本年4月から鳥取に参りましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、重点施策に係る数値目標4というところの、男女の均等な雇用機会及び待遇の確保対策につきまして御説明申し上げます。では、座って説明させていただきます。

目標では、ポジティブ・アクション取組企業の割合50%以上とするという形で、少し言葉が足りておりませんが、資料番号1の、11ページになります。こちらのほうではポジティブ・アクションアンケートの回答企業におけるポジティブ・アクション取組企業の割合を50%以上とするとしております。このポジティブ・アクションに係るアンケートは、平成25年1月に実施したものでございます。ポジティブ・アクションというのは、女性労働者の能力発揮、促進のための、企業さんが行う自主的な取組ということをしてポジティブ・アクションというわけですが、これにつきまして、このアンケートの回答があるがなかろうかというところで、まずはあらゆる機会を捉えまして管内の主たる企業に、労働局長あるいは私など、要請文書を手交させていただいて、まず啓発を図っていることをしております。それから2つ目としましては、これは均等法29条に基づく報告徴収ということで、私どもが計画的に企業さんにお邪魔をさせていただき、均等法に基づいた雇用管理を実施しているかどうかということで、調査のようなものをさせていただくわけですが、この場におきまして、ポジティブ・アクションに関しまして助言をしております。それから、3番、4番につきましては、周知という部分になりますけれども、6月、7月のさまざまな会合、あるいは広報誌等によりましてポジティブ・アクション、あるいは均等法、育児・介護休業法など周知に努めているところでございます。それから、4番としましては、このアンケート結果を5月30日に記者発表しており

ます。

続きまして12ページを見ていただきますと、達成状況というところがございませけれども、平成25年1月に実施しましたアンケート、これは回答が309社ございまして、この中でポジティブ・アクションを実施していない企業というのは173社でございます。この173社のうち12社より、今度取り組みましたという旨の回答をいただきまして、現在、ポジティブ・アクション取組企業の割合47.9%ということで、目標50%というところにはまだ少し足りていないという事情になっております。

11ページのところへ戻りまして、今後の実施、取組事項になりますけれども、引き続きまして、均等法に基づく報告徴収時にポジティブ・アクションの助言を実施しますけれども、それらも含めまして年度当初、年度半期に行いました各種ポジティブ・アクションの助言をしました企業様からの御報告を得るように努力をしていきたいと思っております。

それから、周知の点につきましては、10月から12月に実施している、あるいは今後予定している法律説明会ですとか助成金の説明会について複数回説明をさせていただくということで、周知のほうは引き続き図ってまいるということで、年度後半、これからもありますので、50%にするということについては達成できるように取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○**佐々木総務部長** 労働局総務部長の佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、5つ目の最重点の柱であります、基準、安定、均等の三行政連携によります中小企業事業主への労働法令・制度等の、計画的・重点的な周知・啓発の実施状況について御説明いたしたいと思っております。資料は、事前配付資料の赤のインデックス、ナンバー1の13ページでございます。座って失礼いたします。

本事業は、平成23年度からの3カ年で、県内全ての商工会議所、商工会を通じ、その会員事業主に対し労働施策を周知するために説明会を実施するという事業であります。商工会議所、商工会の事務負担を軽減することによりまして、商工会議所、商工会が開催しやすいように当局との共催による説明会の開催や、当局が事業主への説明会周知用リーフレットを会員数作成しまして、それを商工会議所、商工会が会員事業主へ定期刊行物発送時に同封してもらう方法での周知等を図りました。

これまでの実施状況でございますが、県内に4商工会議所と18商工会がございまして、平成23年度は2商工会議所、7商工会、24年度は1商工会議所、3商工会で実施いたしました。25年度は3カ年計画の最終年でありまして、6月下旬から7月上旬にかけま

して、これまで未実施の1商工会議所、8商工会を訪問しまして、説明会開催の協力依頼を強く行ったところでございます。その結果、9月9日の鳥取商工会議所を皮切りに、資料の14ページでございますが、10月21日の三朝町商工会の開催で全ての商工会議所、商工会での開催をすることができました。さらに、15ページでございますが、以前に開催した商工会からの再度の要望もございまして開催したところでございます。

今後も機会を捉えて、中小企業事業主に対する労働施策の周知・啓発を行ってまいりたいと思います。以上でございます。

○**小林会長** ありがとうございます。

以上で、4名の方から一括して御報告をいただきました。安定部長、基準部長、雇用均等室長、総務部長から、5つの柱に即して御説明をいただいております。早いもので、今年も上半期を終えて11月に入り、8カ月を経過しようとしております。当初計画にのっとりまして労働局の行政運営に当たっていただいております。たくさんの資料を使いながら御説明をいただきましたので、あるいは十分にそしゃくできていない部分があるかもわかりません。そんなところの技術的な質問でも結構ですし、さらに積極的な御意見等を賜ればと思います。この部分は本日の議題の中心になりますので、少し時間をとりまして質疑応答の時間に当ててまいりたいと思います。どこからでも結構ですので、挙手で御発言をお願いいたします。

労働安全などについては、余り歓迎の動きではない数字も出たりしているようでありますけれども、委員の皆様いかがでしょうか。

○**田中委員** 済みません。

○**小林会長** 田中委員、どうぞ。

○**田中委員** 皆さん、御苦労さまです。労働側委員の田中でございます。私のほうから、基準部長から御説明いただきました鳥取労働局の第12次労働災害防止推進計画についてお尋ねをしたいと思います。

説明の内容は丁寧に御説明いただきまして、十分理解させていただきました。労働者にとって、健康と安全は何よりも第一義に考えるというスタンスで、ぜひとも12次防の達成に向けて最大限御尽力をいただきたいと考えております。その第12次防の計画でございますけれども、単年3%程度ずつ削減していくということで御説明がございました。数値的には問題なからうかと思っておりますけれども、ただ、その時々々の経済事情によって、産業の活発化等々によって労働災害の発生状況等も変わらうかということが想定をされます。

24年を基準としてということでございますけれども、その24年のときと既に25年の状況は、いわゆるアベノミクス等々で経済がかなり元気になってきているということも報じられておまして、そこらをどう取り入れていくのか、少なくとも前年度活動のあり方だけではなかなか達成できない数字だと考えておまして、時々経済情勢あたりについてどのようにこの対策の中に取り入れていくのか、そのような施策を持っておられるとするならば紹介をしていただければと思います。以上でございます。

○小林会長 それでは、回答をお願いいたします。

○北代労働基準部長 御指摘のとおり、いろいろしていかなければと思います。また、私ども、本当に限られた人員の中で鋭意努力しております。田中委員がおっしゃることは、一理あると思っております。今、資料配付をさせていただきましたけれども、その時々ということで、先ほどの説明のほうで、死傷災害がずっと減少していたのに、この6月で増加に転じたことから、臨時の署長会議をやったという話をしました。

それで、死亡労働災害につきましては、半年の段階では、死亡災害1件だったわけでございます。ホテルの従業員がバス誘導中に、電柱とバスに挟まれて死亡したと。実はこの10月に、中部のほうで新聞配達員の方が側溝に落ちて溺死したという労働災害が発生しております。そして、11月に入って2件立て続けで建設関係の労働災害が発生したと。一つは現場の足場から転落したと、もう一つは、林業絡みなのですが、林業の伐出のための林道を作成していて、バックフォー、いわゆるユンボですね、パワーショベルで工作中に機械もろとも転落して死亡したという災害、これはもう皆さん、新聞でもご覧になっているかと思えます。そういった状況で、既に、今現在では死亡災害は4件なのです。

先ほどの、別紙をお配りしましたけれども、その裏側2ページの左のほうに、非常に小さいのですが、過去最少というのが平成19年、20年で4件ずつの死亡災害、今そこそ同等なのです。これまで1件もしくは2件で過去最少にという目標を掲げていましたけれども、ここが同数になっています。これから寒くなってくる、降雪があるということで、一つまた何かのリスクがあるのかなということと、田中委員もおっしゃったように、経済動向も大分変わりつつあって、景気が右肩上がりになっていくと、物流等も動き出すといろんな事故の発生も懸念されるということを持ちまして、今お配りしました緊急死亡労働災害撲滅会議の来週開催を考えております。これは、この11月の立て続けの2件で過去最少の同数になったということで、これ以上出してはいけないということで、その資料の裏側にはその実施要綱で、まだこれは案でございますけれども、こういった形で、今週中

には内容を固めてプレスリリースもして、マスコミも活用して対策を講じていきたいと思っています。

それと、今日資料配付しております、この「ゼロ災55」の無災害運動ですね。こちらのほうも、本年度で25回ということで、こちらは平成元年からスタートしている運動でございますけれども、25回を迎えたところであって、ある一部では定着していると思われる反面、その取組がマンネリ化しているということも考えられるわけでありまして、私、個人的なこと申し上げますと、今回の節目をもって、衣がえするような新たな対策も考えたいと思っております。また、これまでの前例どおりではない、創意工夫を凝らしたより効果的かつ実効性のある施策の推進をもって、県内企業の安全衛生水準がより一層向上するよう、一つとしては安全衛生労使専門家会議の活用とか、労働災害防止関係団体の協議会等ともさらなる連携を図りつつ、また委員の皆様方からの御意見も賜りながら、基準行政、とりたてて労働災害防止行政を進めていきたいと考えておりますので、引き続き御支援、御協力をよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○**小林会長** 田中委員、よろしいでしょうか。

○**田中委員** いずれにいたしましても、あらゆる要素を鑑みて、実効性のある取組をお願いしておきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○**小林会長** 今、労働災害防止推進計画にかかわっての発言をいただいておりますけれども、労働者側からの要請ということで御発言をいただきました。関連して、使用者側のほうからも御発言をいただければと思えますが、いかがでしょうか。もしございましたら、お願いしたいと思います。

森委員、あるいは宮城委員さんあたりどうでしょうか。

○**山本委員** 労働災害で……。

○**小林会長** そうですね。

○**山本委員** 会長が言われましたこと。

○**小林会長** はい、そうです。

○**山本委員** それ以外でもよろしいですか。

○**小林会長** 結構です。

○**山本委員** 山本と申します。説明の中で、一番最後に総務部長さんが御説明いただいた関係ですが、いろいろな助成金や補助金と申しますか、そういう奨励金についてあらゆる機会に御説明されたと。それに対する評価というのはまだ出てない面もあるでしょうけ

れども、大体どの程度の成果が上がったのか、どのような理解をされておるか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○**小林会長** 回答をお願いします。

○**佐々木総務部長** まず実施状況につきましては、先ほど御説明いたしました、資料の13ページから15ページにかけて、今年度の開催日、参加者数等を記載しております。かつ、説明内容につきましても14ページから15ページにかけて記載しております。10月に終了したわけでありまして、評価、正式な評価といえますか、詳しい評価はこれからになると思いますが、ちょっと私見も入るかもしれませんが、今現在の感想といえますか、それを申し上げますと、まず、中小企業事業主さんあるいは零細企業の事業者さんに対して、このような説明会に出席していただくというのはかなり負担感があると思われる中で、3年間という長いスパンであります、3年間をかけて実施してきたわけございまして、その中で、昨年もでしたが、今年度も既に開催した商工会さんのほうから再度また開催してほしいという要望もありまして、そういう意味では一定の評価が得られたのではないかと考えております。ただ、見ていただくと、出席人数が正直10人程度のところもございまして、これについては正直もう少し多く出席いただけるのかなと考えていたところございまして。

○**矢澤局長** ちょっと補足をいたしますと、例えば助成金もいろんな助成金、非常に種類も多くてわかりづらいという御批判もいただいているところございまして。実際、特に新しい助成金につきましては、こういった説明会で詳細な説明をしてやっているところございまして、例えば若者チャレンジ奨励金というものもございましたけれども、これが割かし事業主さんに好評でありまして、既に本省から示達された予算を全部使い切ったということもありまして、再度、本省に予算要求をしてまた追加配賦をいただいたと、このようなことございまして。また、中にはなかなかニーズがないというものもございまして、そういったものは繰り返し説明をして、また使いやすいような改善の要求も本省のほうに申し上げるとか、そういう活動をしております。

○**小林会長** よろしいでしょうか。

○**山本委員** 実際に雇用がふえたとか、労務改善されたとか、そういうデータの、何人雇用がふえたとかということまではつかんではおられないのですか。

○**矢澤局長** 支給実績は。

○**山本委員** ええ。それも東・中・西とか、地区ごとにとということも統計的にはないの

ですか。

○矢澤局長 全体としての支給実績はありますが、この説明会で、実際ではどれだけできたかという相関関係の部分について、そこまでの把握はなされてはおりません。

○小林会長 よろしいでしょうか。

○山本委員 はい。結構です。

○小林会長 ありがとうございます。

それでは、特に項目を絞りませんので、自由に御発言をお願いしたいと思います。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 済みません。吉岡です。資料1の3ページあたりから若者の安定雇用の確保とありますが、ちょっと漠然としたお願いなのですけれども、新卒とフリーターの正規雇用促進ということで資料を拝見したのですけれども、どうもすんと落ちないのがやっぱり、離職率ということもあわせて資料があれば、もっとわかりやすいかなと思います。やはりこの数値を上げるために、最低6カ月でいいから就職してよねと、結局、1年後どうなったかといったら、やっぱりやめたらしいよということもやはり実際聞くことは多いのですね。そういう部分で、きちんとやっぱり最低1年、2年と持続する雇用、それがやはり企業側の事情だけではなくて、本人のどんな事情があって離職していくのかということについて、もう少し資料が充実しているとわかりやすいのではないかと感じましたが、よろしく願いいたします。

○小林会長 お願いいたします。

○森本職業安定部長 離職率については、鳥取県は全国に比べまして約3から5ポイント離職率が高いといった状況がございます。こちらについては、1年後から3年後ということで統計等をとっているわけですが、若者の早期離職問題への対応として、事業主向けのセミナーですとか新規採用者向けのセミナーを開催し、職場定着を促進することとしています。中小企業についてはやはり経費的な部分とか体力的な部分もありまして、引き続き我々のほうで開催してほしいということで。局、それから県、定住機構と連携をしまして、来年も内容等を充実して、定員等も増やして開催したいと思っています。

それから、資料につきましては、次回のときに、この離職率等についても、特に大学の内定率等も出てきますので、併せて、資料提供したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小林会長 よろしいでしょうか。

新規就職者の離職率が高いということが大きな社会問題にもなろうとしておりますけれども、就職してから3年未満の離職者率が非常に高いということで、私も大学人として他人事ではありません。今日は鳥取大学や環境大学からも出席をしていただいておりますので、今年の就職状況等も含めて御発言いただければ幸いです。大きな課題の2つ目で若者の安定雇用の確保等取り上げられて御紹介いただきましたが、いかがでしょうか。

相澤委員、荒田委員、もしございましたら。

○白石委員 お願いします。

○小林会長 それでは、白石委員からお願いします。

○白石委員 常用雇用ということで、資料でも常用雇用の就職率が38.5%とあります。常用雇用というのが、大学においては非常に少ないということが一つの問題でもありますし、職種によっては非常にたくさんの方が非常勤、あるいは臨時雇用的なものが多いので、常用雇用が非常に多い分野、あるいは臨時雇用が多い分野とかをまとめたようなものはないのでしょうか。常用雇用が30何%という数字が出てくるということは、残りの60%は、そうではない雇用になっているということも考えられます。私どもも最初は1年は臨時でも我慢しようねとか、1年ぐらいはそういう雇用でも一生懸命頑張れば次につながると思いますよという指導もして就職に向けているのですが、そこらあたりの分類とかはなさっていないのでしょうか。

それから、もう一点あわせて。今ほとんどのこういう会議とかは、もうパワーポイントを使用したりして説明をされることが多い。それもいい面と悪い面とあると思うのですが、今回のように、いつもそうですけれども、資料を何ページ、何ページというふうにくっつけていくより、必要な数字をそちらのほうで、あるいは必要な表をそちらのほうで提示していただくと、私どもには大変わかりやすいのかなと思うのですが。そこらあたりの説明を少し改善されるというお気持ちはおありでしょうか。多くの場合、そういうのが今主流となっておりますので。ちょっと2つあわせてお伺いいたします。済みません。

○小林会長 では、よろしくお願いします。

○森本職業安定部長 まず、1つ目ですが、学卒ジョブサポーターが、例えば各ハローワークの学卒求人等の情報を大学等の担当者に逐次情報提供しています。それから各ハローワークにおきましても、一般の求人等もそうですけれども、産業別の求人数等をホームページ上でもアップ、その地域の求人ニーズ、求職ニーズを含めまして情報提供をしています。

それから、2つ目につきましては、私のほうの資料も右行ったり左行ったりしておりますけれども、次回にわかりやすい形で改善したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○白石委員 済みません。改善していただけるというのはすごくよくわかったのですが、初めの部分の、臨時雇用とかそういうことについてもう少し突っ込んでお答えいただけるとありがたいのですが。分野によって臨時雇用に関する資料があるかどうかということと、臨時雇用、常勤雇用についての御見解をお願いしたいのですが、御意見なりを。

○森本職業安定部長 鳥取におきましては、先ほどの冒頭でお話もありましたけれども、正規というよりもパートが非常に多いという状況でございます。産業別の一般とパートの求人状況、職業別の常用の求職・求人状況について、毎月こちらも情報提供等しております。こちらにつきましても、各ハローワークの職員が、企業の求人訪問時に、それから各大学にも情報等を提供しているという状況でございます。

○矢澤局長 今あるのかと。

○森本職業安定部長 済みません。今、手元のほうには持っておりません。申し訳ございません。

○北代労働基準部長 パワーポイントのほうの資料につきましては、総括的には総務部長が御回答ということで、私のほうとしましては、今回、試行的に初めてこの別紙で、パワーポイント裏表をダイジェスト版で説明させてもらいました。白石委員がおっしゃるように、この横表の十三、四ページにつながるものはどこを見てくださいと言っても、説明者のほうは自分でマーカーをするのでどこをしゃべっているかというのがわかるのかと思います。事前資料の赤いインデックスと当日資料の青いインデックスで、私自身もあちらこちら飛んで非常に失礼だったと思うのですが、やはり1ペーパーであればいいのかなというのは、特に説明するところをかいつまむというのは一つの工夫かなと思うので、私のはあくまでも試行ということで、今後どうするかは総務部長のほうから。

○佐々木総務部長 パワーポイントによります資料につきまして、それによる説明がわかりやすいものにつきまして、今後検討したいと思います。

○白石委員 済みません。

○小林会長 パワーポイントの利用が社会に定着した感がありまして、エンドユーザーは非常にわがままな要請を行いますけれども、もしこれを行うとなると用意の仕方なども抜本的に変わってくるところもあつたりして、大変だろうと思います。また、パワーポイ

ントを使わなくても、こういったテキスト情報や図表をペーパーレベルで配付して検討するというのもクラシックな方法ですけれども、大変たくさんの情報を適切に提供できるというのは、パワーポイントにはない大切なところですので、上手に使い分けて御説明などしていただければと思います。御検討いただければ幸いです。

どうぞ、奥谷委員。

○**奥谷委員** 済みません。全く素人といえますか、教えていただきたいという。労働災害のほうで重点業種ということで、第3次産業対策ということが言われているわけですが、小売業、それから社会福祉関係、それから飲食店等々で、具体的な災害の内容とか、疾病というのはどのようなものがあって、それを直すためにどのように指導なされているかということ。それから、この重点、3次産業対策というのは、全国での重点なのか、鳥取県での重点対策なのでしょうか。そのあたりをちょっとお聞かせいただければなど。

○**北代労働基準部長** まず、労働災害防止計画の全国版というのがこの小冊子で、厚生労働大臣が策定したもののPR版の計画です。ここの中身を見てもらってもわかるのですが、全国的にも第3次産業の災害というのは多うございます。それで、今、委員がおっしゃいましたように、特に多い順でいくと社会福祉施設、小売業、飲食店というところが代表的で、特に社会福祉施設の場合は、介護とかいう関係で腰痛と、あと転倒災害とかそういったものが多い。それで、小売業、飲食店というところでは、手工具を使って手を切る、また転倒とか、そういったものも非常に多うございます。これは全国的に同じ傾向です。それで、私どもも鳥取県の労働災害防止推進計画を策定する段階では、県内の労働災害の発生状況を見ますと、やはりそこが顕著に出ているということで、全国レベルと同等に、この第3次産業を中心に取組もうというところで織り込んだとこでございませう。

それで、先ほど御説明申し上げました赤いインデックス、資料ナンバー1の9ページにもございますが、これからの取組でございますけれども、右側のところに小売業、飲食店の災害発生事業場に対しては、まず文書による注意喚起を行うというところを皮切りに、集団指導というくくりでございますけれども、介護福祉施設の経営トップを集めたセミナーを中部の倉吉未来中心で行うということで、ここは県のほうが認可するところでありませうので、県の協力も得て、大規模な説明会を行うということを考えております。それ以外でも、小売・飲食店の事業場も含めまして、リスクアセスメントの担当者が不足しているところでは養成研修とか、まず切り口としてはそういったところから取組んでいくとい

うことで考えております。

○**小林会長** よろしいでしょうか。

ほかにございましたら、お願いいたします。

○**宮城委員** 済みません。

○**小林会長** 宮城委員。

○**宮城委員** 済みません。ちょっと専門的なことになって申しわけないのですが、専門部会等、審議会等には出ておられない方にはわかりにくい話かもしれませんが、一点だけ。

今日の資料の4、この1枚物の裏のほうに、最低工賃の関係があるのですが、その中段、大きなマスでは3つ目ですが、最低工賃の決定、改正、廃止ということで、法の第8条第1項、第10条という形で書いてあるのですが、新設決定は県内ではほとんどないと思われまますが、(3)の廃止決定の件で。この条文によると、適用家内労働者数が100人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、廃止することも検討すること。なお、当該最低工賃の廃止については、審議会等の意見を十分に尊重することということになっております。それで、審議会の最終的な検討は必要なのですが、事前に配付された赤いインデックス資料の12を見ていただきたいのですが。

資料ナンバー12に鳥取県最低工賃適用委託者数と家内労働者数の推移がありますけれども、全国的に最低工賃、家内労働者の数は減少しております。今回、説明があったように最低工賃の審議は行われるのですが、一番上の和服裁縫業製造業では、昭和49年から平成22年までずっと委託者と家内労働者の数字が書いてあるのですが、直近の平成22年度時点では委託者が32、家内労働者数は96名ということで100名を切っている状況です。日本の固有文化である和服でございますので、重要な最低工賃の審議であることは重々承知しているのですが、これからこういった形で減少方向にあるということであれば、審議会のほうでも将来的に廃止等も含めたところで、効率化という面もありますし、その辺のところを兼ね合いながら審議会で御審議していただきたいと思っております。その前に、部会のほうで審議は重ねさせていただきますけれども、労働局はどのようなお考えなのか、お聞かせ願えればと思っておりますが、いかがでしょうか。

○**小林会長** お願いします。

○**西山賃金室長** 賃金室長の西山です。では、私のほうから御説明をさせていただきます

す。先ほど宮城委員のほうから、青いインデックスの4番の、ちょうど真ん中ほどに改正決定のこの5つのポイントが記載されています。この中で、一つは①番から確認をしていたのですが、基本的にはその2年に1回改正をするということがございまして、例えば①番ですと3年以上経過しているということで、改正せずにはほっておかれるというものは、もう最優先でやってみようというふうな順番にずっとなっているわけですね。この中で、例えば③番の他地域との関連性が強い業種であるかどうかというところは、例えば全国で和服裁縫業は8の局で工賃が決定されております。それから、⑤番の工賃が低廉かどうかというところは、またこれも専門部会が実際その審議されてから具体的な数字をお示ししようと思っております。

それから、先ほどおっしゃっていた(3)番の廃止決定のことなのですが、まず先ほどの赤いインデックスの12で、22年に確かに96人ということで100人を切っておりますが、ここをよく見てみますと、将来も増加する見通しが無いなどというふうになっておりますので、例えばその16年、19年、22年の推移を見て、これが確実に100人未満を切ってしまうと、それがずっと、これから長くそういうふうになるのかどうかというのちょっとわかりませんので、これも実態調査を実際に工賃部会の中でお示ししようと思っております。そのところで御意見をいただいて、それで廃止も、長く100人を切るようであれば、検討していかなければならないなと思っております。

ちなみに一番下に電機が書いてあります。この赤いインデックスの12です。これは本年度、廃止したもののなのですが、見ていただきますと18年に74人ということで100人を切りました。それから、ずっとこう、まあ3回ですけれども、実態調査する中でかなり家内労働者数が減っています。そんなところから今回廃止ということで、廃止も1回諮問していただいて、それから廃止の決定ということになります。これは本審で審議というふうになりますので、まずはその専門部会でもって少しこのあたりを確認してもらいたいと思います。以上です。

○**小林会長** よろしいでしょうか。

ありがとうございました。時間があれば、もう少し続けたいのですが、事務局から与えられている時間がありますもので、質疑応答につきましてはこれぐらいで打ち切らざるを得ません。これまでたくさんの御発言をいただきました。今、御紹介がありました最低工賃ですとか、あるいは今年度に入って死亡事故が多く発生している労働災害をめぐる問題については、労働行政の基本方針にかかわって、まだまだ検討しなければいけない部分が

あるだろうと御指摘をいただいております。また、新規就業者にかかわる離職者数の現状把握ですとか、あるいは常用雇用における詳細ですとか、そういうものは既にデータ等が国民向けに一般提示されているようでありますけれども、さらにわかりやすい形で情報を開示、提供いただきたいという意見が出されました。また、助成金制度の活用などにつきましては、今年度進められているものでありますので、助成金、さらにその制度の有効活用に向けて下半期においてさらに積極的に広報を行い、努力していただきたいという要請が出されております。いろいろ意見をいただきました。どうもありがとうございました。

ほかにもまだ御意見あろうかと思えます。時間不足で、もし発言できない方がございましたら、この後、個別にでも結構ですので、御意見を事務局宛てに出していただければと思います。

それでは、これで上半期の労働局の行政運営状況にかかわります質疑応答については打ち切らせていただきまして、次に、議事の6番目、その他に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

事務局から御説明をお願いいたします。

○**小谷企画室長** 先ほど会長から御指名をいただきました労働災害防止部会、家内労働部会及び最低賃金専門部会の委員名簿をお配りいたします。

また、次の審議会につきましては、来年3月を予定しております。議事の内容は、先ほどいただきました意見をもとにした平成25年度の行政運営状況の報告と、平成26年度の行政運営方針の案につきまして御審議いただく予定です。改めまして日程調整をさせていただきますので、ぜひとも御出席のほどよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

○**北代労働基準部長** 済みません、一点だけ。今、労働災害防止部会の話がございましたので、こちらのほうだけ一つお話しします。

労働災害防止部会は、先ほど部会報告にかえまして、私のほうから説明を、第8回の件をさせてもらいました。そのときは第12次防の策定についての検討をしてもらいました。その前の第7回が第11次防の取りまとめ、総括をさせてもらいました。きょう、新たにこのメンバーで労働災害防止部会の委員を決めてもらいましたけれども、次の第9回の予定といいますか、これは5カ年計画である第12次労働災害防止計画の中間年である27年ごろを目途に、特段何もなければ開催するような形で御案内したいと思っておりますので、要するに12次防の中間報告での審議ということで、根拠となるものは、この労働安

全衛生法の第7条で、中間にその災害の動向を見てもらって、場合によっては計画の変更もあり得るといふことあるといふことをつけ加えさせていただきます。以上です。

○**小林会長** 今、お手元に地方労働審議会の労働災害防止部会委員、そして家内労働部会委員、最後に最低工賃専門部会委員名簿といふことで配付されております。冒頭御紹介させていただいたとおりでありますけれども、このような形で御検討をお願いするといふことになっておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

事務局から与えられております議題につきましては、今のように検討を進めてまいりました。少し時間が残っているようでありますので、本日どうしてもこれだけは物申して帰らなければいけない、ぜひそうしたいといふことがございましたらお受けしたいと思っておりますが、いかがですか。

吉田委員から。

○**吉田（孝）委員** 済みません。きょう、いつも資料で年度の数値目標等が上げられているのですが、この数値目標達成状況といふのが示されているわけですが、この達成状況が思わしくないといふ数値、項目に関して、その障害となっているのは何なのかといった分析、もし把握されておる部分があれば、それらも説明の中でぜひ教えていただきたいと要望しておきたいと思っております。

○**小林会長** 一つぐらいは紹介していただきましょうか。例えば、この項目といふ注文がありますか。

○**吉田（孝）委員** そうですね、例えば若者の就職の関係の中で、フリーターとかの常用雇用とか、それから新卒のハローワークの利用者数などがこの4ページにあります。それから、3ページの高校の内定率等、こういった目標値に対して、まだ上半期ですので、この数字の達成状況はどうなのかといふ問題もあります。労災の関係のほうでもそうなのですが、行政が企業に要請してもなかなか企業さんのほうに取り組んでいただければ数字も上がってこないといふ問題もあろうかと思っております。そこで、そういった数字が上がってこないのは、障害になっているのは何なのかといふところをぜひ。この調査も必要であろうかなとは思っておりますので、この場で、説明等の中で触れていただきたいなど、もし把握されておればといふことです。

○**小林会長** たくさんあるようですが、一点に絞って取り上げさせていただきますでしょうか。よろしく申し上げます。

○**森本職業安定部長** まず、新卒応援ハローワークにつきましては、例年この10月以

降に数値等は上がってきますので、数値としては目標等を達成していくのかなということ、それから、フリーターの正規雇用については9月末時点では50%を超えているということで、目標はほぼクリアしているといったような状況です。それから、大卒につきましては、現時点では前年の目標を大きくクリアしていると、そういった状況でございます。

○吉田（孝）委員 私が申し上げたのは、きょう現在でのという問題ではなくて、年間の達成目標がなかなかクリアできないという部分も、今までの会議の中でも示されていると。その原因というか、主な要因というのは何なのかと、何が障害になっているのかというところをぜひ把握していただきたいといったところの要望でして、今後の要望ということでぜひお願いしたいと思います。

○小林会長 ということで、要望を踏まえていただいて、下半期が終わったときの会議にはぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、五十嵐委員、どうぞ。

○五十嵐委員 済みません、終わりになって。一点だけ、これも要望です。求人が増える中で、非常に求人の中身とそれから求人を、それを募集して働くときの労働条件が違うということが多々あります。そういう状況の中で、使側と労働側のトラブルという部分が結構あるように聞いています。ぜひともそういうことがないような形で、なかなか難しいでしょうけれども、表に出てくるときは、御指導を願ったら非常に求職の中身が充実するのではないかとこの部分でお願いをしたいと思います。以上です。

○小林会長 いかがでしょうか。

○森本職業安定部長 ハローワークにおきましても、求人を受けるときに労働条件のトラブルがないよう、求人内容をきっちりチェック等しているのですが、その時点で問題がありましたら適切に指導等をしておりますので、労使の皆様にも引き続き御協力のほどよろしく願いいたします。

○小林会長 個別具体的問題は労働局のほうに御相談をということになるわけですね。

○矢澤局長 少なからず、この求人内容と、実際事業場へ行ってみたら労働条件が違うという話は若干話を聞いているところがございます、そういうようなところはまず事業場に対して指導をして、その是正を求めている。その是正に対してなかなか言うことを聞いていただけないところについては、紹介を拒否するというのもやっております、そういった情報等ございましたら、また引き続き御提供いただきたいと思っておりますし、先ほど目標達成についてのどういう障害があるのかということにつきましては、やはり私どもも

非常にそこは解決していかなければ達成が難しくなりますので、どのような障害があつて目標達成が難しいのか、そこはよく精査をしていきたいと思ひますし、次回の審議会におきましては目標達成が困難なようなところにつきまして、わかりやすく御説明等をしていきたいと思ひております。

○**小林会長** 貴重な御意見をありがとうございました。たくさんの発言があり、質問や要望、意見が出されております。今期はあと4カ月から5カ月ありますけれども、これら出されました意見を十分に行政運営の中に盛り込んで活用していただければ幸ひであります。

それでは、時間参りましたので、本日のこの第25回鳥取地方労働審議会はこれで閉じさせていただきますと思ひます。どうも御協力をありがとうございました。

署 名

会 長 印

委 員 印

委 員 印